

議案第105号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月25日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「選択」の次に「することが」を加える。

第30条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第44条の2第3項中「）」を「。以下「行政手続条例」という。）」に改める。

第46条中「及び運搬」を「、及び運搬」に改め、同条ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

第48条中「処分」の次に「することが」を加える。

第67条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第68条中「に納付」の次に「することが」を加える。

第69条第1項第2号イ中「墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号。以下「行政手続条例」という。）」を「行政手続条例」に改める。

第74条中「き損」を「毀損」に改める。

第79条中「前条第1項」を「区長は、前条第1項」に改める。

別表 1 廃棄物処理手数料の部中「36円50銭」を「40円」に、「69円」を「76円」に、「2,500円」を「2,800円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表 1 廃棄物処理手数料の部3の項ただし書の規定は、占有者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に粗大ごみの収集、

運搬及び処分の申告を区長に行った場合に適用し、施行日前に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成29年10月31日までの間、施行日前にこの条例による改正前の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により区長が交付した有料ごみ処理券は、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第46条の規定により事業者が添付する場合に限り、この条例による改正後の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により交付した有料ごみ処理券とみなす。

(提案理由)

社会経済情勢の変化に伴う廃棄物処理原価の上昇により生じた、廃棄物処理手数料との乖離を解消し、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する必要がある。